

玄洋社関係史料の紹介

石瀧 豊美

第15回

福岡表警聞懐旧談

(八)

明治丁丑
福岡表警聞懐旧談 上

清漣野生編述

第四回 (続き)

前記の軍略を協定なし
て、時期に及びなば、越知
彦四郎は中島橋以西より集
る可き人数、大凡四百人を
率ひて、福岡分営の城堀
を、又武部小四郎は中島橋
以東、即ち春吉、薬院地方
より集る可き人数、凡四百
人を率ひて、県庁及警察署
を襲撃す可きの大体を決議
す。使番八木和一に命じて
檄文を作らしむ。

其文に曰く、
夫れ政府の責任たるや国
民の幸福を保全するにあ
り。然り而して我が帝国政
府は不幸にして二、三の権
臣要路に当り、上 天皇陛
下の叡明を欺罔し、下人民
が疾苦を顧みず言路を壅塞
し、愛憎を以て黜陟し、苛
税重斂至らざる所なく、唯
一朝の利害に眩惑し、万苦
不拔の大道を失却し、天理
に逆ひ人道に戻る。実に売

国の賊と云はずして何ぞ
や。蠱害を除却し、同胞三
千余万の康寧を祈らんと
す。故に斯の檄文を有志各
位に伝す。冀くば国民の
義務、国家の衰頹を座視す
るに忍びざる微衷の在る処
を了察あらんことを。茲に
軍令を定むること左之如
し。

軍禁令
第一条 指揮官之命令二違
背スル者
第二条 猥リ二人ヲ殺害ス
ル者
第三条 民家ニ放火スル者
第四条 人民之婦女ヲ姦淫
スル者
第五条 窃盗スル者
第六条 私ニ逃走スル者
右、各条ノ者ハ軍令ニ依リ
処罰スルモノナリ

第五回
○内田良五郎、兼松口へ
急行し、田原坂の陥落を推
測して帰り、報す。

○越知彦四郎、薩兵田原
坂の要害陥落せしと聞き
て、その応援の拳兵を決

爰に其二月下旬の事なり
けり。村上彦十は途中に於
て同閩の友なる山中立木に
邂逅す。山中謂けらく、本
日は福岡極楽寺町なる郡利
の居宅に於て、自分を始め
四、五名の朋友打寄り、目
下西南の風聞に係りて我が
福岡士族が執る可き方針を
談合すべき筈であるから、
足下等の同志も幸に臨席あ
らば、共談して以て前途
の方針を定む可と云ふ。

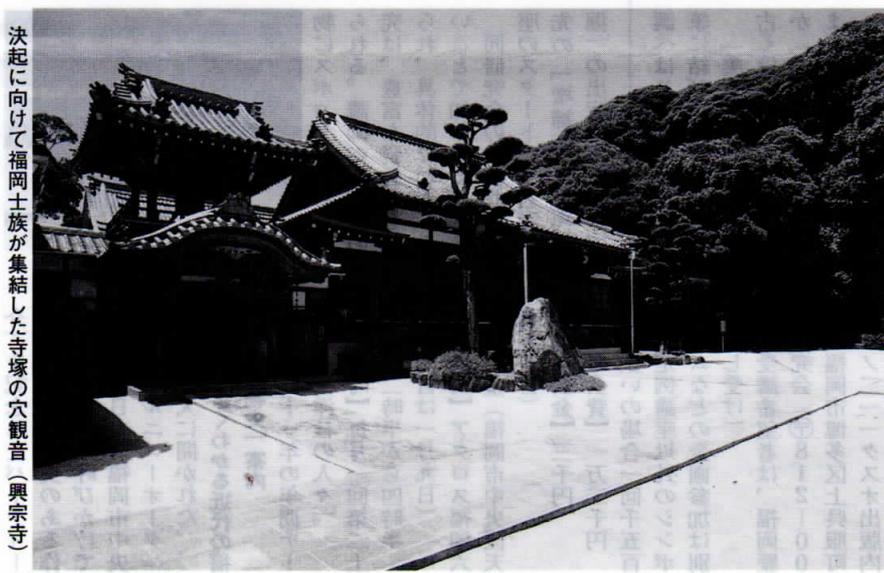
村上は之を領き、即ちそ
の同志なる舌間慎吾、久世
芳麿、久光忍太郎等と同伴
して会合す。その座には主
人の郡利、山中立木、不破
国雄、其他三木隆助(後出
の小野隆助と同一人物)も
太宰府より来会せしかば、
各膝を交へ襟を披きて対談
す。

その話談の旨趣は、目
今鹿児島表私学校党の挙動
穩かならざる風聞ある次第
は、何れの点に出でしや。

又彼等が若事を発せなば、
我が福岡士人が取る可きそ
れの方針は如何なる点に出
づ可きぞ、等の話し合にて
ありしなり。舌間慎吾は数
ヶ年間同表に遊方し、殊に
桐野利秋とは陰に刎頸の心
契を結びし事なれば、徐々
として「此回西郷氏が機を
見て以て事を発するの万已
むを得ざる事実を説き、そ
の西郷氏にして果して事を
発するに及ばん歟、国民の
我々は銘々その執るべき方
針は素よりその意に任せて
可なり。今此座に於て殊々
敷く協議するの必要はあら
ざる可と論じたりき。

その傍に在る村上、久
世、久光も口を揃へて賛し
らく。九州男児が国家の休
戚に係りて、その身を致す
べきそれ等の事は、到底座
上の臆測にては決すべきに
あらねば、先以てその形の
現る、を待ちて以て議する
も晩からじ、と言を放つて
其座を蹴立て、去らんとし
た。

上座にありたる小野隆助
は暫時しくと引留めつ、
徐々と詞を出し、足下等の
決志の在る処は充分に覺
られたり。志気活潑、勇
壯、感ずるに余りあるも、
抑も丈夫が事を為す、沈着
静美、処女の如くなるも、
機を見て以て発着する場合
は脱兎の如くなる可しとは
孫子が輜略にあらずや。然



決起に向けて福岡士族が集結した寺塚の穴観音(興宗寺)



越知隊の攻撃目標だった鎮台分営があった福岡城(大手門)

るに軽躁に浜り、暴発否放
発せなば、哀れ足下等はだ
んく束で以て監獄裏の俘
囚となるべし。斯くなりて
は福岡士族全体に対して又
哀矜すべきこととはなき
や、と少しく勧告の意を含
ませしに、村上、舌間、久
光の輩は素より小野その人
の風概と志操を欣尚しつ、
ありしかば、再度その膝前
に進みよりて、僕等も充分
に足下の意の在る所は感戴
せしも、目下の時勢縮蹙し
て僕等の進退惟谷り、事を
挙ざるも伝せらる「汚名が
後世に伝わるという意味で
あるう」。故に断然事を挙
げて、義を取り仁を成して
以て旧盟に酬るのであり、
到底生を期せざることなり
しかば、足下等の旧誼に訴
へて以て各自家族の善後策
を依頼すとて、快く数杯を
傾けて訣別せしこと、知ら
る可し。